

スマートフォン内線サービス契約約款

個別規程（通信回線）

株式会社メドコム
2024 年 4 月 1 日現在

第 1 条（契約の単位）

株式会社メドコム（以下、「当社」といいます。）は、スマートフォン内線サービスの個別規程（通信回線）を定め、これによりスマートフォン内線サービスの回線等接続サービスを提供します。当社と契約者は、スマートフォン内線サービスを利用する端末毎に本約款に基づく通信回線契約を締結します。
2 契約者は、スマートフォン内線サービスにおいて当社から提供される端末と組み合わせて利用することができます。

第 2 条（通信回線契約に基づき提供される回線等接続サービスの内容）

スマートフォン内線サービスの個別規程（通信回線）の品目は次の通りです。

品目	内容
データ通信	データの通信によるサービス。なお、データ通信量に応じた課金となる。

2 スマートフォン内線サービス契約のネットワークタイプは次の通りです。

ネットワークタイプ	内容
インターネット接続（NAT）	動的プライベート IPv4 アドレスが利用可能であるもの。

3 スマートフォン内線サービス契約の開通日は次の通りです。

開通日	内容
回線開通日	当社と契約者が SIM を開通する日として合意した日に通信回線を開通し、同日の属する月の初日(回線開通日が当該月の 1 5 日以降である場合にあっては、その翌月の初日。)がスマートフォン内線サービス契約に係るスマートフォン内線サービスの課金開始日となる。

4 スマートフォン内線サービス契約の回線種別は次の通りです。

回線種別	内容
LTE	NTT ドコモが提供する 4G サービス。

5 スマートフォン内線サービス契約のデータ通信量に応じた料金体系は第9条に定める通りです。

データ通信	料金体系
データ通信量区分	1.0GB 未満 1.0GB 以上～2.0GB 未満 2.0GB 以上～3.0GB 未満 以降、1GB 単位の区分

6 スマートフォン内線サービス契約の SIM 種別区分は次の通りです。

SIM 種別区分	内容
データ通信 SIM	インターネットが利用できるデータ通信専用の SIM カードであり、音声通話機能が無いもの。

第3条（最低利用期間）

スマートフォン内線サービス契約における各通信回線の最低利用期間は、課金開始日から **36** カ月とします。

第4条（IP アドレスの特定）

契約者が スマートフォン内線サービス契約において使用する **IP** アドレスは、当社が指定します。

2 契約者は、前項の **IP** アドレス以外の **IP** アドレスを使用して スマートフォン内線サービスを利用することはできません。

第5条（利用条件）

契約者は、スマートフォン内線サービスにおいて当社から提供を受けた役務、**SIM** その他一切について第三者に譲渡（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。ただし、当社が定める方法により契約者から当社に対し事前に書面による通知を行い、当社が承諾した場合はこの限りではありません。

2 スマートフォン内線サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備である必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

3 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネット等ネットワーク回線に接続するものとします。

第6条（端末およびSIM の貸与及び管理）

契約者は、当社が提供する端末及び **SIM** につき、次の事項を遵守するものとします。

- （1） 当社の承諾がある場合を除き、分解、損壊、その他通常の用途以外の使用をしないこと
- （2） 当社の承諾がある場合を除き、端末及び **SIM** について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- （3） 端末及び **SIM** を善良な管理者の注意をもって管理すること

第 7 条（故障又は亡失が生じた場合の措置等）

端末及び **SIM** に故障が生じた場合又は契約者が 端末及び **SIM** を亡失した場合は、当社は契約者の要請により、送料、手数料を含む実費にて端末及び代替 **SIM** を提供します。ただし、端末及び **SIM** に故障が生じた場合であって、当該故障に対するメーカー保証が受けられるときには、契約者はキッティング費用のみを負担し、端末及び **SIM** の提供を受けられるものとします。なお、メーカー保証が受けられる場合とは、端末の提供から 6 ヶ月以内に契約者から当社に故障の申告があった際に、メーカーの判断で自然故障と診断された場合となります。

2 **SIM** に故障が生じた場合又は契約者が **SIM** を亡失した場合であっても、当該故障又は当該亡失が生じた期間中における契約者と当社との間の当該 **SIM** に係るスマートフォン内線サービス契約は有効に存続するものとします。

3 亡失した端末又は **SIM** が発見された場合、契約者の責任において、当社の指示する方法及び手続に従って当社に返却するものとします。

4 当社は、契約者が亡失した端末又は **SIM** について、一切の責任及び義務を負わないものとします。

第 8 条（解除の効力が生ずる日）

スマートフォン内線サービス契約における当該契約の解除の効力が生ずる日は、契約者が当社所定の「スマートフォン内線サービス解約申込書」（以下、「解約申込書」という）で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日または、解除申込書に記載の解除日の属する月の月末のいずれか遅い日とします。

第 9 条（料金）

契約者が、スマートフォン内線サービスの利用に関して支払うべき料金は当社が指定した法人が別途定める規定に従い支払うものとします。この場合において、初期費用の支払義務はスマートフォン内線サービスの契約を当社が承諾し当該契約が成立した時点、その他の費用の支払義務は課金開始日に、それぞれ発生するものとします。

2 契約者は、本サービスの利用料金及びその消費税相当額を当社が指定する期日までに、当社が指定した法人が別途定める規定に従い支払うものとします。

3 当社は、契約者が前項に基づく支払を行わない場合には、本サービスの停止又は一般規程第 27 条第 1 項に基づく解除をすることができます。

第 10 条（サービスの品質保証又は保証の限定）

スマートフォン内線サービスは、**NTT** ドコモ又は **IIJ** の通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他 **NTT** ドコモ又は **IIJ** の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、その場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

2 データ通信量が契約されたデータシェア容量を超過した場合には、当該月の残期間において、通信が低速（最大 256kbps）になります。

3 一定時間以上にわたって接続が継続する場合には、当該接続を切断する場合があります。また、一定時間以上にわたって回線は接続されているが全く利用されていない無通信状態が続く場合には、当該接続を切断する場合があります。

4 前項に定める事項のほか、スマートフォン内線サービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第 11 条（機能の制限）

契約者は、第 5 条（利用条件）第 2 項に定める端末設備以外の通信手段を用いた スマートフォン内線サービスの利用、及び スマートフォン内線サービスにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

附則

2022 年 2 月 1 日施行

2024 年 4 月 1 日一部改正（商号及びサービス名の変更）